



島根県報

令和4年8月5日（金）

第 334 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定（障がい福祉課） 2

自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定（ ） 2

自立支援医療機関の指定の更新

県営土地改良事業の工事の完了（農村整備課） 2

【公 告】

採石業務管理者試験の実施（河川課） 3

【特定調達公告】

港湾荷役機械リーチスタッカーの調達に係る一般競争入札の実施（港湾空港課） 4

【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体（市町村課） 6

政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体（ ） 7

政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体（ ） 8

政治資金規正法の規定による届出のあった資金管理団体（ ） 8

政治資金規正法の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管

理団体（ ） 9

【公安告示】

施設警備業務1級検定及び施設警備業務2級検定の実施（警察本部） 9

【雑 報】

公益信託しまね女性ファンドの令和3年度の信託事務及び信託財産の状況（女性活躍推進課） 11

告 示**島根県告示第554号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和4年8月5日

島根県知事 丸 山 達 也

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
医療法人吉翔会吉直整形外科クリニック	出雲市西平田町242	精神通院医療	令和4年6月1日
オリーブ薬局西川津店	松江市西川津町1204	精神通院医療	令和4年6月1日
有限会社倭大正堂薬局	浜田市相生町3971-1	育成医療 更生医療	令和4年7月1日
ピア中央薬局	隠岐郡隠岐の島町西町八尾の一 1番地1	精神通院医療	令和4年7月1日

島根県告示第555号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新したので告示する。

令和4年8月5日

島根県知事 丸 山 達 也

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	更新年月日
名 称	所 在 地		
イオン薬局イオンスタイル出雲	出雲市渡橋町1066イオンスタイル 出雲1F	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和4年6月1日
みどり薬局	出雲市大津新崎町二丁目15	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和4年6月1日
平安堂薬局渡橋店	出雲市渡橋町334-1	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和4年6月1日
もちだの郷訪問看護ステーション	松江市東持田町520-1	精神通院医療	令和4年6月1日
訪問看護ステーションほっと	浜田市熱田町705-1	育成医療 更生医療	令和4年7月1日
訪問看護ステーションたき	出雲市多伎町小田50-7	精神通院医療	令和4年7月1日

島根県告示第556号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和4年8月5日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	完了年月日
安田地区 区画整理事業（県営農地整備事業（経営体育成型））	令和4年3月2日

公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定に基づき、採石業務管理者試験を次のとおり実施するので、採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）第8条の7の規定により公告する。

令和4年8月5日

島根県知事 丸 山 達 也

1 試験の日時

令和4年10月14日（金）午前10時から正午まで（受付は午前9時30分から行い、遅刻は試験開始後30分まで受験を認める。）

2 試験会場

大田市大田町大田イ236-4

島根県立男女共同参画センター「あすてらす」 3階研修室

3 試験の方法及び科目

次に掲げる科目を筆記試験により行う。

- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。）
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採取、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積方法並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

4 提出書類

- (1) 受験願書（所定の様式）
- (2) 写真2枚、うち1枚は受験票に貼り付けること。（手札形（縦8センチメートル×横6センチメートル）とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面無帽上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）
- (3) 受験票（所定の様式）

5 受験手数料

8,100円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けること。

6 受験願書等の請求先

島根県土木部河川課、隠岐支庁県土整備局、隠岐支庁県土整備局島前事業部、各県土整備事務所、県土整備事務所各（土木）事業所、一般社団法人島根県採石協会又は一般社団法人島根県東部地区採石業協会

7 受験願書等の提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県土木部河川課

8 受験願書等の受付期間

令和4年9月1日（木）から同月15日（木）まで

なお、郵送の場合は、令和4年9月15日までの消印があるものに限り受け付ける。

9 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験番号を記載した受験票を交付するので、これを試験当日に持参すること。

10 結果発表

試験結果は、令和4年11月4日（金）に郵送にて本人に通知するほか、県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、県河川課のホームページ（<https://www.pref.shimane.lg.jp/kasen/>）に掲載する。

11 その他

詳細については、島根県土木部河川課管理グループ（電話0852-22-6783）に照会すること。

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和4年8月5日

島根県知事 丸 山 達 也

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

港湾荷役機械リーチスタッカーの調達 1台

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

令和6年9月30日（月）

(4) 納入場所

島根県浜田市熱田町2135-2 島根県浜田港湾振興センター

2 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「5車両船舶類」小分類「(1)車両類」に登録されている者であること。

- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- 4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先
- 〒690-8501 島根県松江市殿町8番地
島根県土木部港湾空港課管理グループ
電話 0852-22-6572 F A X 0852-31-6247
電子メール kouwankuukouka-kanrisya@pref.shimane.lg.jp
- 5 入札説明書の交付等
- (1) 入札説明書の交付方法
- 本公告の日から令和4年8月19日（金）までの間、電子調達システムにより交付する。
なお、これにより難しい場合は次により交付する。
- ア 交付期間
- 本公告の日から令和4年8月19日（金）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。（正午から午後1時までを除く。）
- イ 交付場所
- (7) 4の場所
(4) 島根県ホームページ上 (https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)
- (2) 入札説明会
- 実施しない。
- 6 入札参加希望者に要求される事項
- (1) この入札に参加を希望する者は、令和4年8月19日（金）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
- 7 入札期間、開札日時等
- (1) 電子調達システムによる入札の期間
- 令和4年9月7日（水）午前9時から9月8日（木）午後4時まで（同月7日午後5時から同月8日午前9時までを除く。）
- (2) 書面による入札の日時、場所等
- ア 日時
- 令和4年9月8日（木）午後4時まで
- イ 場所
- 4の場所
- ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和4年9月8日（木）午前11時までに到着していること。
- (3) 開札の日時及び場所
- ア 日時
- 令和4年9月9日（金）午前10時

イ 場所

4の場所

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県土木部港湾空港課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Reachstacker 1 unit

(2) Period for tender by electronic bidding : From 9 : 00 a.m. September 7, 2022 to 4 : 00 p.m. September 8, 2022

(3) Time limit for tender by bringing : 4 : 00 p.m. September 8, 2022

(Bids by post must be received by 11 : 00 a.m. on September 8, 2022)

(4) Contact point for the notice : Harbor and Airport Division, Shimane Prefectural Government, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan

TEL : 0852-22-6572

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和4年8月5日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
岡本淳後援会	岡本 淳	桃木 宏充	浜田市金城町七条ハ339番地	令和4年7月15日
奥出雲創生会議	糸原 保	岡田 篤志	仁多郡奥出雲町稲原22番地8	令和4年7月11日

島根県選挙管理委員会告示第34号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和4年8月5日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
公明党石見東総支部	石田 洋治	会計責任者の氏名	下谷 忠広	永岡 静馬	令和4年7月14日
自由民主党五箇村支部	永海 精	代表者の氏名	永海 精	安部 和子	令和4年4月8日
		会計責任者の氏名	中田 美雄	長谷川 哲	
		主たる事務所の所在地	隠岐郡隠岐の島町北方293-4	隠岐郡隠岐の島町南方1064	
自由民主党島根県看護連盟支部	川合 政恵	会計責任者の氏名	田辺 美代子	宮本 友子	令和4年7月1日
自由民主党島根県建設支部	平塚 智朗	代表者の氏名	平塚 智朗	中筋 豊通	令和4年5月25日
自由民主党島根県石油販売業支部	石原 俊太郎	会計責任者の氏名	森山 康史	曳野 律夫	令和4年5月23日
自由民主党島根県ときわ会支部	藤原 勝利	会計責任者の氏名	陰山 健二	山根 利彰	令和4年7月1日
自由民主党島根県農林水産業振興会議支部	田尻 宏	代表者の氏名	田尻 宏	影山 喜一	令和4年7月1日
		会計責任者の氏名	三原 修治	福田 克則	
自由民主党広瀬町支部	石倉 刻夷	会計責任者の氏名	蒲生 安生	坂東 祐	令和4年5月28日

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
島根県看護連盟	川合 政恵	会計責任者の氏名	田辺 美代子	宮本 友子	令和4年7月1日
島根県石油政治連盟	石原 俊太郎	会計責任者の氏名	森山 康史	曳野 律夫	令和4年5月23日
坪内涼二後援会	今井 久師	主たる事務所の所在地	江津市嘉久志町イ1229-8	江津市浅利町1297-3	令和4年7月10日
島根県土地家屋調査士政治連盟	木戸 芳己	会計責任者の氏名	森山 博幸	中島 郁史	令和4年5月26日
島根県農業者政治連盟	山中 康樹	会計責任者の氏名	三原 修治	福田 克則	令和4年7月1日
藤木しんや島根県後援会	石倉 茂美	会計責任者の氏名	三原 修治	福田 克則	令和4年7月1日
山田としお島根県後援会	竹下 正幸	会計責任者の氏名	三原 修治	福田 克則	令和4年7月1日

島根県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年8月5日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	解散年月日
勝部幸治後援会	勝部 雄次	令和4年5月1日
永岡しずま後援会	永岡 静馬	令和4年7月14日
森山あきひろ後援会	森山 明弘	令和4年4月30日

島根県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和4年8月5日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日
岡本 淳	島根県議会議員	岡本淳後援会	浜田市金城町七条ハ339番地	岡本 淳	令和4年7月10日

島根県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和4年8月5日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
永岡 静馬	永岡しずま後援会	令和4年7月14日

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第45号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

令和4年8月5日

島根県公安委員会委員長 高橋 美佐子

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
施設警備業務1級	学科試験	令和4年11月9日（水）午後1時30分から午後4時まで	20人程度
	実技試験	令和4年12月14日（水）午前9時から午後5時まで	
施設警備業務2級	学科試験	令和4年11月9日（水）午後1時30分から午後4時まで	20人程度
	実技試験	令和4年12月1日（木）午前9時から午後5時まで	

2 実施場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 施設警備業務1級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 施設警備業務の管理に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 施設警備業務の管理に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 施設警備業務2級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関する こと。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関する こと。

4 受検資格

(1) 施設警備業務1級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

- ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 施設警備業務2級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

令和4年10月17日（月）から同月21日（金）までの午前8時30分から午後4時00分まで（正午から午後1時までを除く。）。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

申請者の住所地を管轄する島根県内の各警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号） 1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面 1通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1通

オ 施設警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のアに該当するものにあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 施設警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当するものにあつては、1級検定受検資格認定書の写し 1通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032又は3034）又は島根県内の各警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。

雑 報

公益信託しまね女性ファンド（令和3年度）の信託事務及び信託財産の状況は次のとおりであるので、公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第4条第2項及び知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成3年島根県規則第41号）第6条の規定に基づき公告する。

令和4年8月5日

公益信託しまね女性ファンド受託者

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

1 信託事務の概要

島根県内の女性を主たる構成者とする団体により行われた活動に対し、合計15事業4,382,000円の助成金給付を行った。

2 信託財産の状況（令和4年3月31日現在）

資産合計	金243,956,021円
負債合計	0円
正味信託財産	金243,956,021円